

第 1 章 計画の策定

1 計画策定の趣旨

本県では、廃棄物の適正処理の確保や廃棄物の減量化、資源化の推進を図るため、昭和 48 年から 6 次にわたり「愛知県産業廃棄物処理計画」を策定し、産業廃棄物の適正処理のための各種施策を推進した。その後、平成 12 年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）の改正を受け、産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた総合的な「愛知県廃棄物処理計画」を 3 次にわたり策定し、施策を推進してきた。

しかしながら、東日本大震災や熊本地震などの地震災害はもとより、気候変動による影響といわれている大雨や短時間強雨の頻発化・激甚化に伴う大規模な水害や土砂災害等、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策の充実を図るなど、廃棄物処理体制の強化や廃棄物処理施設の強靱化が求められている。

国は、過去の災害で、事前の備えを行っていなかった自治体において災害廃棄物の処理に混乱がみられたことから、昨年（平成 27 年）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 58 号）等に基づき、環境大臣が定める廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針（以下、「基本方針」という。）及び都道府県廃棄物処理計画に、非常災害時についての事項を追加することとした。

本県では、地震災害、風水害、その他自然災害を対象に環境省の災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）を踏まえ、本県地域防災計画と整合を図りつつ、発災前の業務、発災後の応急対応、復旧・復興対策等に必要な事項について、県及び県内市町村等における災害廃棄物対策の基本的な考え方や方向性をとりまとめた愛知県災害廃棄物処理計画を策定した（今年度予定）。

また、今年（平成 28 年）1 月、本県を中心として、食品廃棄物の不適正処理問題が発生し、県民の食の安心安全を揺るがすものとして社会問題化した。国においては、廃棄物処理法に基づき、こうした不正転売の未然防止に向け、廃棄物処理業者への再発防止策を講じるため、今年 6 月、都道府県及び政令市に対して立入検査マニュアルを策定し通知した。

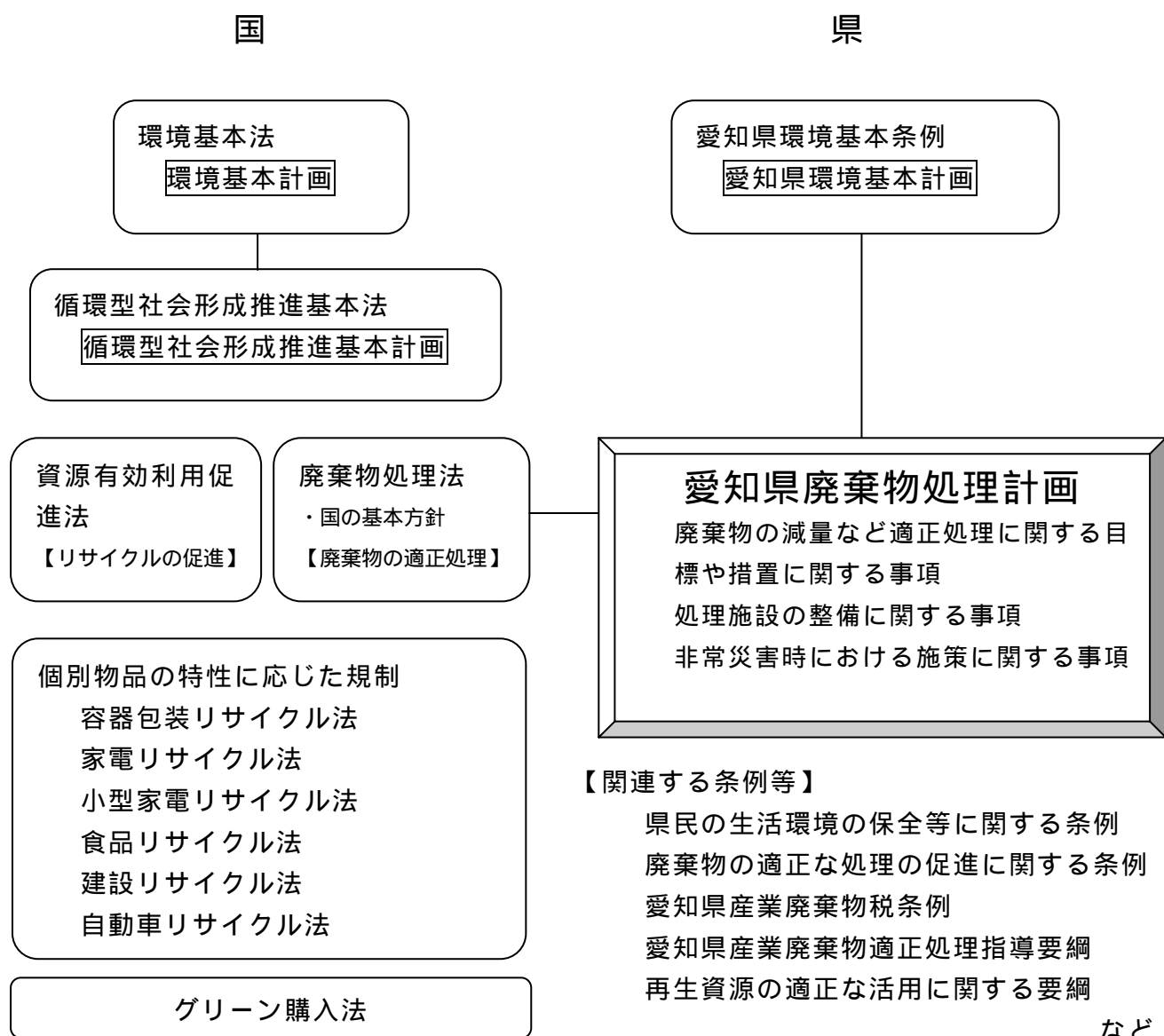
本県においても、このような事件を踏まえ、廃棄物の適正処理の推進に向け、監視体制の見直しを図る必要があるなど、依然として解決すべき課題は多い。

以上のような社会情勢の変化や求められるニーズを踏まえ、あらためて今日的な課題を整理し、諸課題への対処を図りつつ循環型社会の構築を目指すこととし、まず、できる限り廃棄物の発生を抑制すること、次に、排出された廃棄物については再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行うこと、最終的に廃棄物となるものは適正に処理するという基本的な考えのもと、さらなる取組を進めるため、新たな「愛知県廃棄物処理計画」を策定する。

2 計画の位置付け

我が国における環境政策の基本的な考え方は環境基本法(平成5年法律第91号)で定められており、また、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みについては、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)で定められている。

本計画は、廃棄物処理法第5条の5に基づき、国の基本方針に即して定めるものであり、本県の環境政策の指針である「愛知県環境基本計画」を上位計画とし、本県における廃棄物対策の基本となる計画である。



3 計画期間

平成 29 年度から 33 年度までの 5 年間とする。

4 計画の対象

愛知県内の一般廃棄物及び産業廃棄物を対象とする。

